

第一章 電気通信事業の提供主体

第一節 電気通信事業者の定義と参入・退出手続

1. 電気通信事業者の定義

電気通信事業とは「電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業」のうち放送事業に該当しないものである[法 2<4>]。電気通信役務の正確な定義 [法 2<3>]は難解だが、多くの場合は常識的な解釈が通用する。電気通信役務については節を改めて後述することとしここでは電気通信事業について話を進める。

「他人の需要に応ずる」というのだから、自社の需要のみに特化するようなものは含まれない。例えば、鉄道会社はその線路沿いに電気通信回線設備を敷設して、駅相互間を電話でつないだり座席指定券の発券システムを構築したりしても、自社内の通信用である限りは「他人の需要に応ずる」わけではないから電気通信事業には該当しない⁹¹。

電気通信事業に該当する事業を営むために、次に掲げる二種類の参入手続のいずれかをした者が電気通信事業者である[法 2<5>]。

2. 電気通信事業者の参入・退出手続

(1)参入手続

一般に事業者が一つの市場に参入しようとするとき、法律の規定により義務付けられている手続を参入手続と呼ぶことがある。電気通信事業を営む者は市場参入に際して、その事業規模に応じて原則として総務大臣の登録を受ける[法 9]か又は総務大臣への届出[法 16①]が必要なのだが、例外のようなものがたくさんあって、厳密に解説すると話が長くなる⁹²。一般原則に従う場合の二つの参入手続の使い分けは、表1のとおりである[法 9,施行規則 3①]。なお、外国の法人・団体や外国に住所を有する個人など外国法人等が登録するときは、国内代表者又は国内における代理人を指定して、その氏名・名称、住所、電話番号・電子メールアドレス、法人なら登記事項証明書、個人なら住民票の写しを提出しなければならない[法 10①<2><5>,施行規則 4]。届出の場合も同様である[法 16①<2><5>,施行規

⁹¹ 仮にその社内通信部門を子会社として独立させると、法人格を異にすることになり電気通信事業に該当することになるが、電気通信事業法の規制は適用されない[法 164①<1>]。

⁹² 非営利の電気通信事業を行う地方公共団体は、事業を「営む」者に該当しないから登録も届出も不要なのだが、規模の大きなものは届出義務があり [法 165①]、本当は電気通信事業者でないのに電気通信事業者とみなされることとされて[法 165②]紛らわしい。